文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成３０年６月４日
幼児教育の実践の質向上に関する検討会
＜参考資料＞

幼児教育の現状

【質に関する論点例】
（１）幼稚園教諭等の専門性向上・・・・・・・・・・・・・１
（２）幼稚園等の運営の改善・発展・・・・・・・・・・・・９
（３）地方公共団体の推進体制・・・・・・・・・・・・・・１８
（４）幼児教育理解の普及・・・・・・・・・・・・・・・・２５

【幼児教育の最近の動向】
- 幼児教育施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・３２
- 子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・・・・・３６
- 幼児教育無償化に関するこれまでの動き・・・・・４２
- 幼稚園教育要領の改訂・・・・・・・・・・・・・・・・４３

【質に関する論点例】

（１）幼稚園教諭等の専門性向上

幼稚園教諭等の専門性向上に関する状況

幼稚園教諭等の専門性向上に関する主な状況

現場

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育が基本。
- 新幼稚園教育要領の着実な実施、幼小連携の取組、特別な配慮を必要とする幼児への対応など。
- 小中学校と比較し、平均年齢が若く、平均勤務年数が短い。

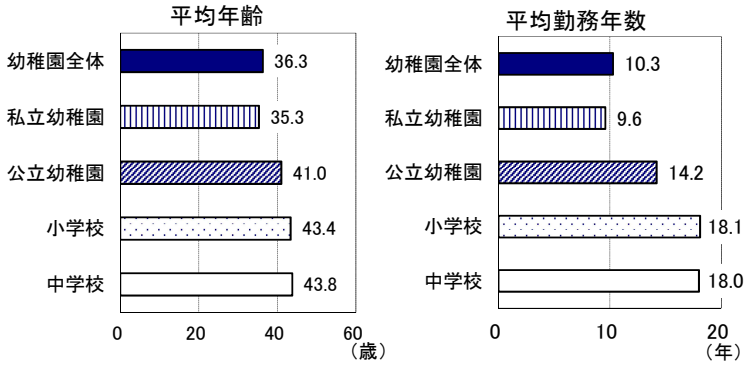

※教員とは園長（校長）、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭の合計である。
（代替教員、実習助手は除く。）
（出典）「平成28年度学校教員統計調査」（平成28年10月1日現在）

- 多くの幼稚園は、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動を実施。
  預かり保育を実施する幼稚園：全体の85.2%（公立：66.0%、私立：96.5%）（H28）。
  ※うち34.8%は、預かり保育のための人員確保をしていない（公立：30.7%、私立：36.5%）

※　文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

幼稚園教諭等の研修に関する主な取組例

国

- 教育公務員特例法等の一部改正（H28年度）（教師の資質向上に係る新たな体制の構築等）
- （独）教職員支援機構と連携した幼児教育指導者養成研修や、幼稚園担当指導主事等を対象とした会議の実施
- （独）国立青少年教育振興機構による幼児教育関係の指導者向けシンポジウムの開催
- 調査研究の実施（幼児教育実態調査、OECD国際幼児教育・保育従事者調査等）
- 研修のための環境整備（研修の実施に必要な費用の支援、研修参加のための費用及び代替要員に係る費用の支援、園務改善のためのICT化支援、一時預かり・預かり保育への支援等）　等

地方公共団体

- 教育委員会と大学等からなる協議会の設置、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、教員研修計画の策定
- 法定研修のほか、園長研修等、自治体独自の研修の実施
- 指導主事や幼児教育アドバイザー等による巡回訪問、園内研修・公開保育等への支援
- 研修のための環境整備　等

関係団体

- （一社）保育教諭養成課程研究会による「幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド」の作成（文部科学省委託）
- （公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構による「研修ハンドブック」の作成　等

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

趣　旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

・教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（平成27年5月14日）
・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日）
・「「次世代の学校・地域」創生」プラン（平成28年1月25日大臣決定）

提言の具体化

〇教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
〇**地方公共団体、大学等からなる協議の仕組み**を整備
〇教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点**の整備
などを提言。

1．教育公務員特例法の一部改正

（１）校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の**資質の向上に関する指標**を定めるための**必要な指針を策定**する。
・**教員等の任命権者（教育委員会等）**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織**し、**指標に関する協議**等を行い、**指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

（２）十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要②

（1）幼稚園教諭等の専門性向上

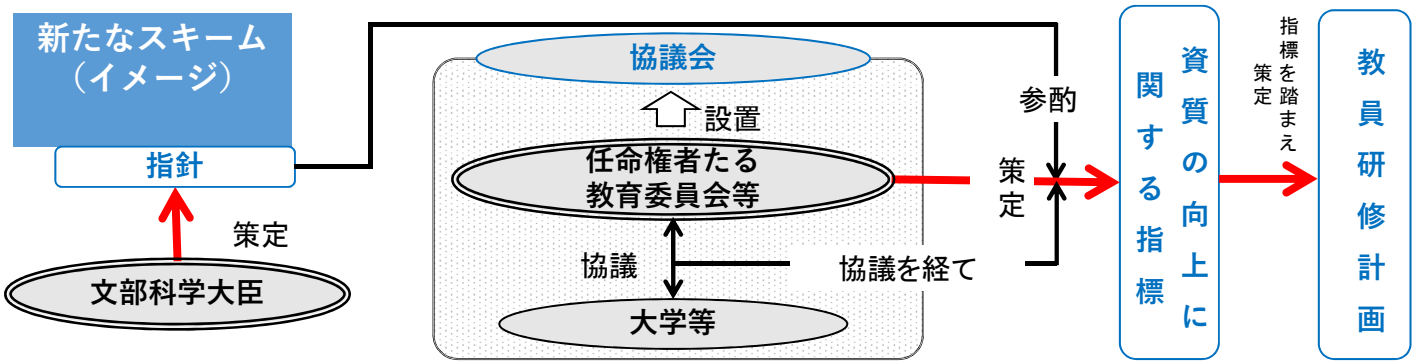

2．教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合**し、**外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3．独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する（文部科学省からの業務移管）とともに、その名称を**「独立行政法人教職員支援機構」**に改める。

4．施行期日　平成29年4月1日（ただし、2. については平成31年4月1日（一部については公布日又は平成30年4月1日）、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日）

法律の施行（予定）

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

教員養成に関する近年の政策動向について

（1）幼稚園教諭等の専門性向上

教員養成に関する課題

- 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難
- 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
- 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
（平成27年12月中央教育審議会答申）

■教職課程の科目区分の大括り化　■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実　■教職課程コアカリキュラムの作成

教育職員免許法の改正
（平成28年11月）

■「教科に関する科目（大学レベルの学問的・専門的内容）」、「教職に関する科目（児童生徒への指導法等）」等の科目区分を統合

教育職員免許法施行規則の改正
（平成29年11月）

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。
■あわせて、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、教科に関する専門的な内容とその指導法等の複数の事項の内容を組み合わせた授業を行うことを可能に。

教職課程コアカリキュラムの作成
（平成29年11月）

■教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化。
■大学（養成）、教育委員会等（採用・研修）、文部科学省（行政）等の関係者が活用することにより全国的な教員の資質能力の水準向上。

免許法改正のイメージ（小学校教諭1種免許状の場合）

（改正前）		（改正後）
教科に関する科目	○単位	教科及び教職に関する科目　○単位
教職に関する科目	○単位	
教科又は教職に関する科目	○単位	

教職課程に新たに加える内容の例

・特別支援教育の充実　総合的な学習の時間の指導法　・学校体験活動
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善　・ICTを用いた指導法
・外国語教育の充実　・チーム学校への対応　・学校安全への対応
・学校と地域との連携　・道徳教育の充実　・キャリア教育　等

教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。
	模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

幼稚園教諭等への研修の実施状況

都道府県・指定都市が行う幼稚園教諭等を対象とした研修の状況

- 公立幼稚園の教諭等（教諭、助教諭、講師）に対する実施が義務づけられている新規採用教員研修を実施した（公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する新規採用教員研修と合同実施された場合も含む。）都道府県・指定都市は、67団体中63団体あった。実施団体のうち、84.1%（53団体）について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
  なお、平均研修日数は下表のとおり。

公立幼稚園教員に対する新規採用教員研修の実施要項等で示されている研修日数（研修を実施した都道府県・指定都市の平均）

	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度
園内	10.2日	9.8日	9.7日	9.4日	8.7日
園外	10.3日	9.5日	9.6日	9.4日	8.9日

- 公立幼稚園の教諭等（教諭、助教諭、講師）に対する実施が義務づけられている10年経験者研修を実施した（公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する10年経験者研修と合同実施された場合も含む。）都道府県・指定都市は、67団体中54団体あった。そのうち、57.4%（31団体）について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

- 新規採用教員研修及び10年経験者研修以外の教員研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中62団体であり、そのうち91.9%（57団体）について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

- 園長への研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中50団体であり、そのうち78.0%（39団体）について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

※　文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

幼稚園教諭の免許状の保有状況について

○　幼稚園教諭の免許状保有状況については、６８％が二種免許状であり、他学校種に比べて多い。

○　幼稚園教諭免許状（普通免許状）と保育士資格の併有状況については、現職の幼稚園の園長・教頭・教諭のうち８２％が併有。

※　文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校				高等学校			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1	19.2	50.2	20.3	15.9
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2	79.8	49.3	79.2	81.6
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3	0.3	0.4	0.3	0.4
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4	0.7	0.1	0.2	2.1

※　各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。
※　「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。
※　文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

幼稚園の人材確保支援

（１）幼稚園教諭等の専門性向上

背景・課題

【近年の動向】

子ども･子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

（※）待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまで以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移（H25～H29）

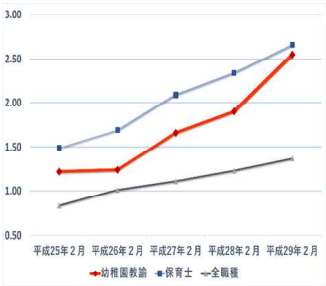

【主な課題】

・免許取得者が他業種に就職　⇒　新規採用促進
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園･認定こども園への就職率：約25%
（小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率：約48%）

・若年離職者が多い　⇒　離職防止･定着促進
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約71%（小学校教諭：約7%）
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年（小学校教諭：約17年）

・離職者の再就職が少ない　⇒　再就職促進
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約14%（小学校教諭：約26%）

幼稚園の人材確保支援事業　平成30年度予算額：71百万円（86百万円）

◆各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組（特に働き方改革）を支援し、有効な方法を検証・普及
◆委託先（予定）：１２団体（都道府県及び幼稚園団体等）
◆事業規模：５００万円～1,０００万円程度

（※）待機児童数、保育所･幼稚園等の施設数、人口等の状況が地域によって　異なることから、多様な取組事例が必要。平成30年度は、幼稚園教諭等の働き方改革を重点的に推進。

養成校（学生）　→　幼稚園　⇄　離職者

新規採用促進
・合同就職説明会、魅力発信
・養成校との連携強化　等

離職防止･定着促進（働き方改革）
・労務環境改善に係る巡回指導・研修
・メンタルヘルス研修や専門家による相談　等

再就職促進
・離職時の登録制度、情報提供
・コーディネーターによるマッチング　等

多様な取組を通じた総合的な人材確保対策

（２）幼稚園等の運営の改善・発展

幼稚園における学校評価①　ー関係法令

【関係法令】

〇学校教育法

第42条　小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

（幼稚園については、第28条により準用）

〇学校教育法施行規則

第66条　小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条　小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条　小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

（幼稚園については、第39条により準用）

幼稚園における学校評価②ー実施状況

＜幼稚園における自己評価の実施状況＞

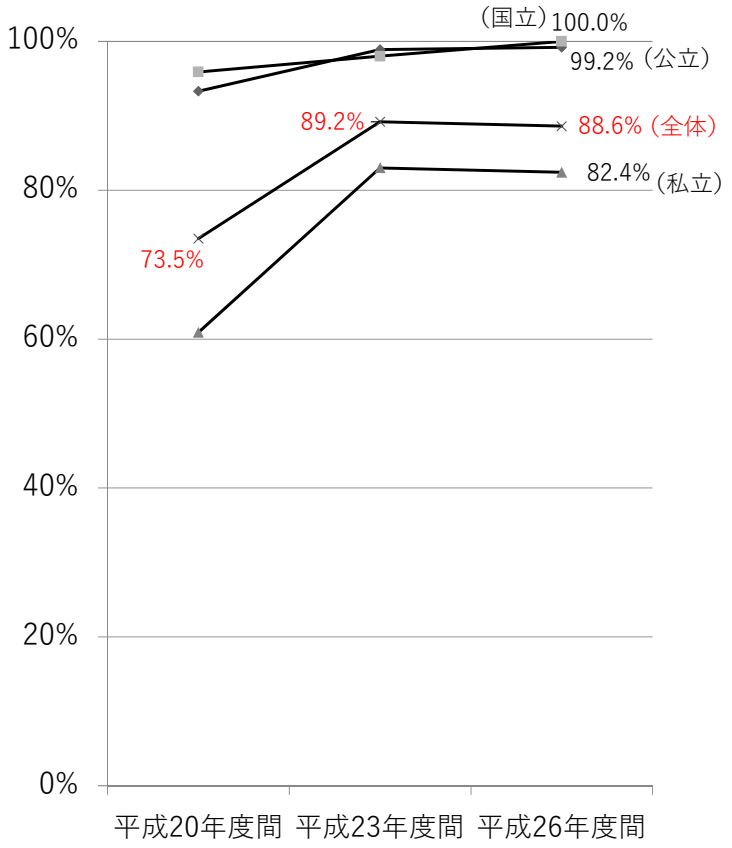

＜幼稚園における関係者評価の実施状況＞

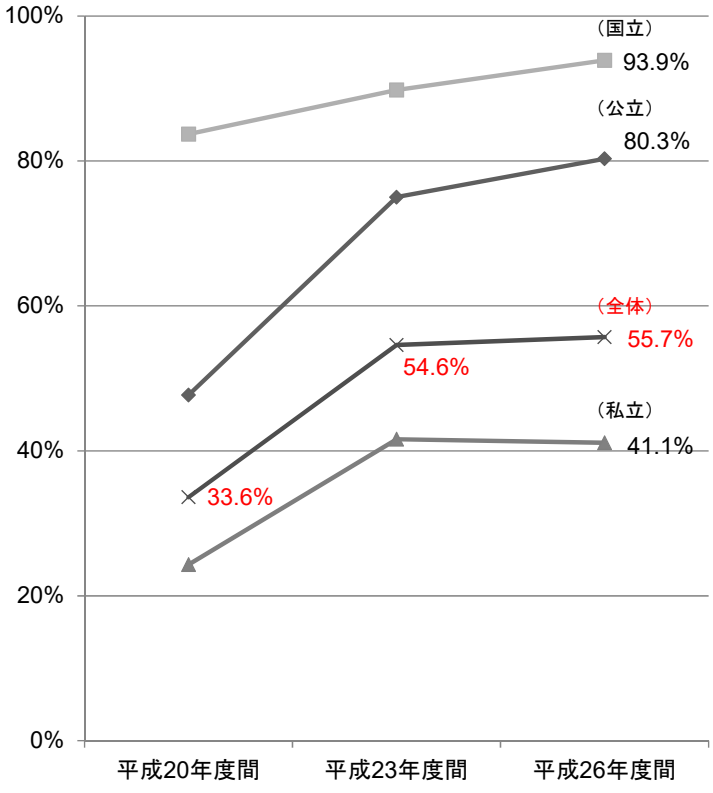

※　文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

幼稚園における学校評価③ー活用状況等（自己評価）

（２）幼稚園等の運営の改善・発展

＜自己評価の活用方法＞

（平成26年度間　国公私立幼稚園計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	その他
８７.９％	２５.０％	６１.９％	４９.９％	１.３％

＜自己評価の保護者や地域住民等への公表方法＞

（平成26年度間　国公私立学校計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
５１.６％	６６.４％	５.２％	４０.７％	０.５％	７.９％	２.３％	７.５％

※　文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

幼稚園における学校評価④ー活用状況等（関係者評価）

（２）幼稚園等の運営の改善・発展

＜関係者評価の活用方法＞

（平成26年度間　国公私立幼稚園計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	自己評価結果の見直しを行った	その他
４２.０％	８.９％	２６.８％	１８.８％	１２.２％	０.３％

＜関係者評価の保護者や地域住民等への公表方法＞

（平成26年度間　国公私立学校計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
４１.７％	５７.１％	３.６％	３６.８％	０.４％	６.２％	２.０％	１３.３％

※　文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

幼稚園における学校評価⑤ー実施状況（第三者評価）

「第三者評価」：
　学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。
（「幼稚園における学校評価ガイドライン」（平成23年改訂）より）

＜第三者評価の実施状況＞

（国公私立学校種別）
※割合の母数：全学校数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成23年度間	**4.2%**	3.8%	4.6%	11.9%	13.5%
平成26年度間	**4.5%**	4.8%	5.7%	13.1%	15.5%

※　文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

幼稚園における学校評価⑥ー学校評価ガイドライン

（幼稚園における学校評価ガイドラインについて）

平成20年3月に、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成。さらに、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を作成。

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の特徴

○「学校評価ガイドライン」に準ずる。
○幼稚園の特徴（教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等）を考慮して作成。

〔目次〕
1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義と流れ
3. 学校評価の実施・公表
4. 積極的な情報提供

《別添》・学校評価の進め方のイメージ例　・評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
・学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例
・自己評価結果公表シート例　・提供する情報の例

（義務教育諸学校等について）

平成18年3月「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成。
その後、平成20年に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」、平成22年に「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」、平成28年に「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」を作成。

特別支援教育に関する体制整備状況

幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握や、巡回相談の活用が7割～９割の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等は他校種に比べて少ない。

国公私立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ（平成29年度）

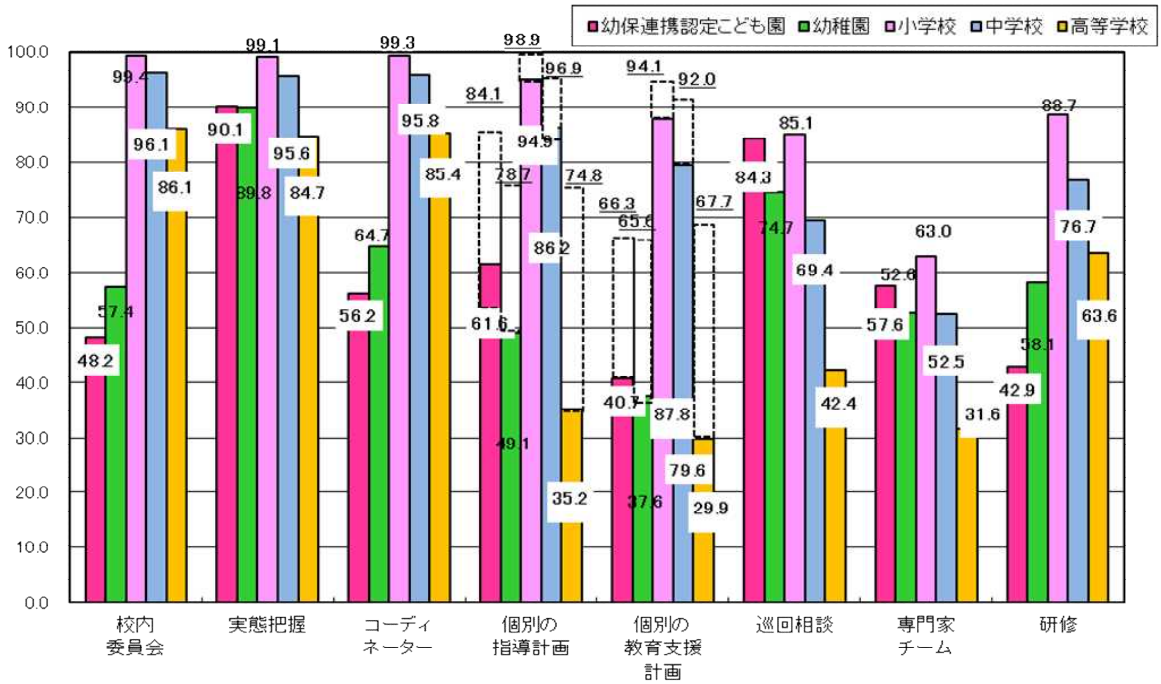

※下線のある数値（点線上部又は横に明示）は、個別の指導計画または教育支援計画の作成を必要とする、児童生徒等を有する学校のみを対象とした場合の作成状況（率）を示す。

※文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査」

1）校内委員会
学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

2）実態把握
在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。
なお、発達障害についての実態把握に当たっては、平成11年7月の「学習障害児に対する指導（報告）」及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示された実態把握のための観点（試案）も参照のこと。

3）特別支援教育コーディネーター
学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校において一定の配慮（学級・教科担任をもたないなど）がなされている者を指す。

4）個別の指導計画
幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

5）個別の教育支援計画
障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

6）巡回相談
指導上の助言・相談が受けられるよう専門的知識をもった教員・指導主事等が、幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校等を巡回し、教員に対して、障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

7）専門家チーム
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校等に対して発達障害等か否かの判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

8）特別支援教育に関する教員研修
この調査では、次の基準により集計を行った。
〇研修：特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義（講義名に明記されているもの。演習・協議等を含む。）を含む教員研修のうち、特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のもの。

（３）地方公共団体の推進体制

地方公共団体における幼児教育・保育の担当部局の一元化の状況

地方公共団体の幼児教育・保育の担当部局の一元化は、近年増加傾向にあるものの、全体の約４割。

国の方針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）（抜粋）

第二　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
　二　子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働
　　１　市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働
　　（中略）
　　市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、**例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備**し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を図ること**が望ましい**。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

現状

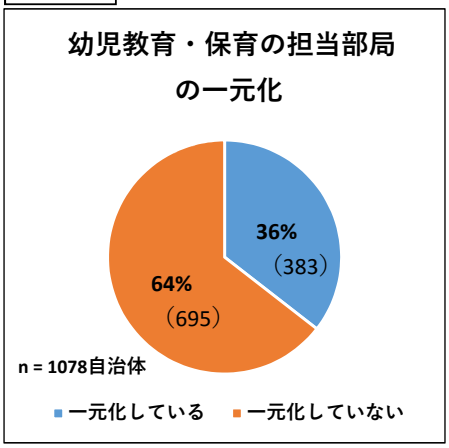

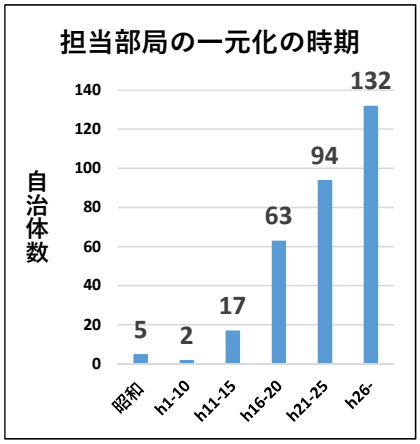

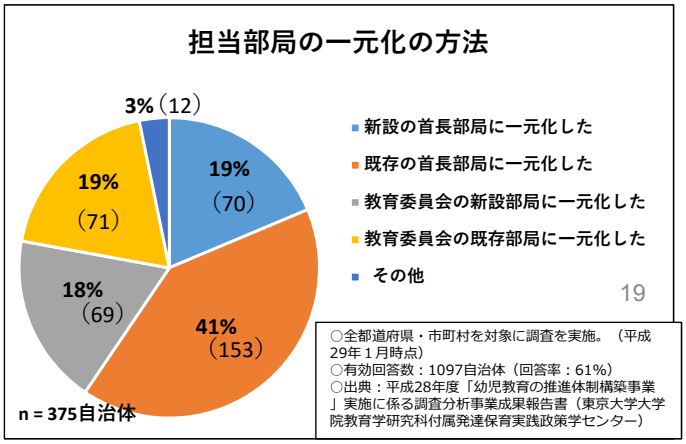

○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成29年１月時点）
○有効回答数：1097自治体（回答率：61%）
○出典：平成28年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書（東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策学センター）

地方公共団体における幼児教育センターの状況

（３）地方公共団体の推進体制

○　幼児教育センターを設置している地方公共団体は、全体の約4%。うち、約81%が教育委員会の所管。

※「**幼児教育センター**」とは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

幼児教育センターの設置

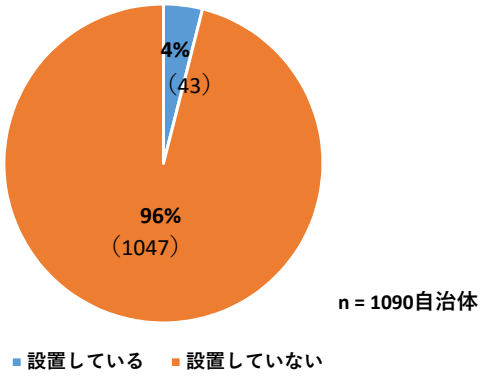

幼児教育センターの所管部局

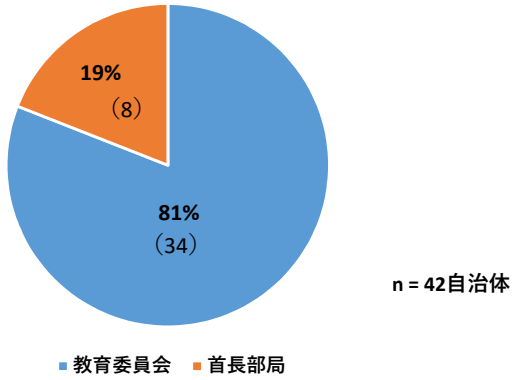

※　未回答の自治体があるため、幼児教育センターの設置数はグラフごとに一致しない。

○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成29年１月時点）
○有効回答数：1097自治体（回答率：61%）
○出典：平成28年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書
（東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策センター）

地方公共団体における幼児教育担当の指導主事、幼児教育アドバイザーの状況

（３）地方公共団体の推進体制

○　幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体の割合は、全体の約49%。
○　うち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭（園長を含む。）の経験者を配置している地方公共団体は、約40%。

幼児教育担当指導主事の配置数（常勤）

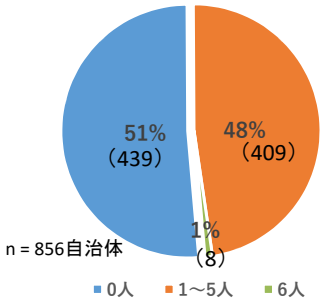

幼児教育担当指導主事を配置する自治体のうち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の経験者の配置数

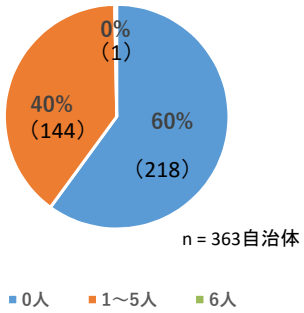

幼児教育担当指導主事の経歴（上位5つ）

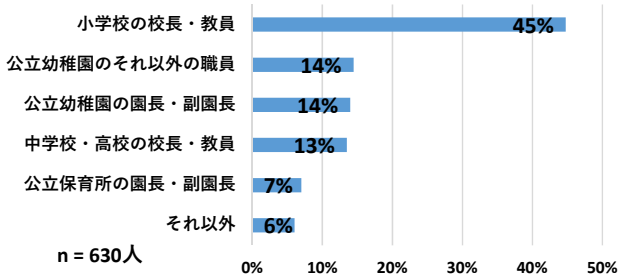

※　未回答の自治体があるため、幼児教育担当指導主事の配置数はグラフごとに一致しない。

幼児教育アドバイザーを配置している地方公共団体の割合は、常勤を配置：約12%、非常勤を配置：約19%。

※「**幼児教育アドバイザー**」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

幼児教育アドバイザーの配置数（常勤）

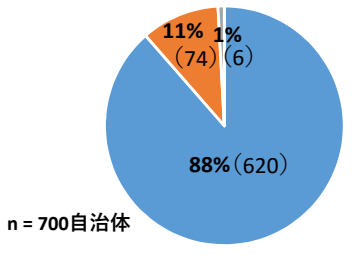

幼児教育アドバイザーの配置数（非常勤）

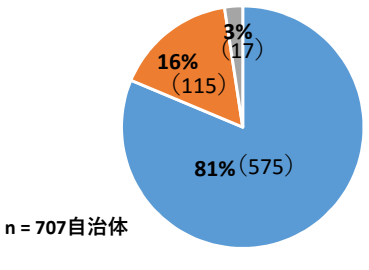

幼児教育アドバイザーの経歴（上位5つ）

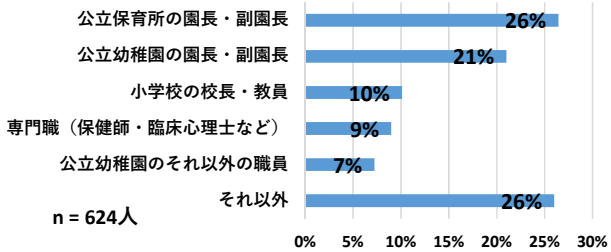

○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成29年１月時点）
○有効回答数：1097自治体（回答率：61%）
○平成28年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書より作成
（東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策センター）

幼児教育の推進体制構築事業

（３）地方公共団体の推進体制

平成３０年度予算額　144百万円（183百万円）

○　すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある**。

○　**幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実**を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する**。

①都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方　②研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
③都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方　④市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
⑤助言等を行う人材の育成方法　⑥幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方　等

＜推進体制の構築例＞

【委託先】都道府県、市町村等

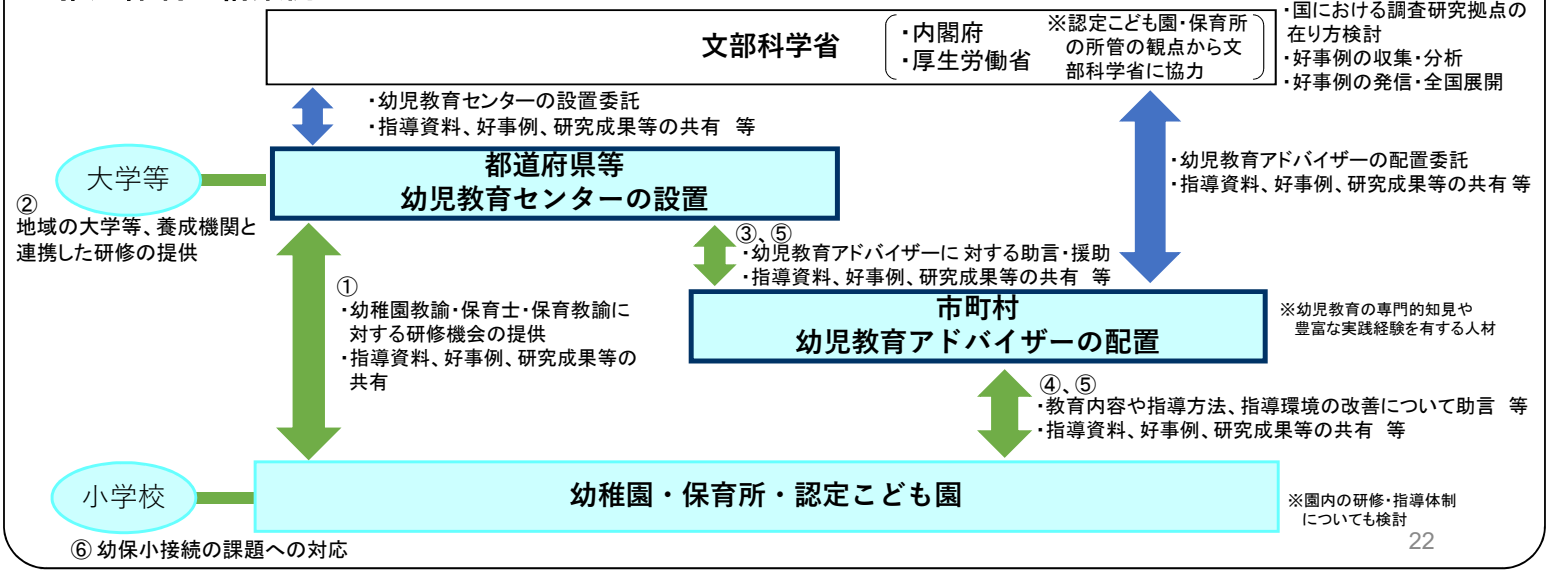

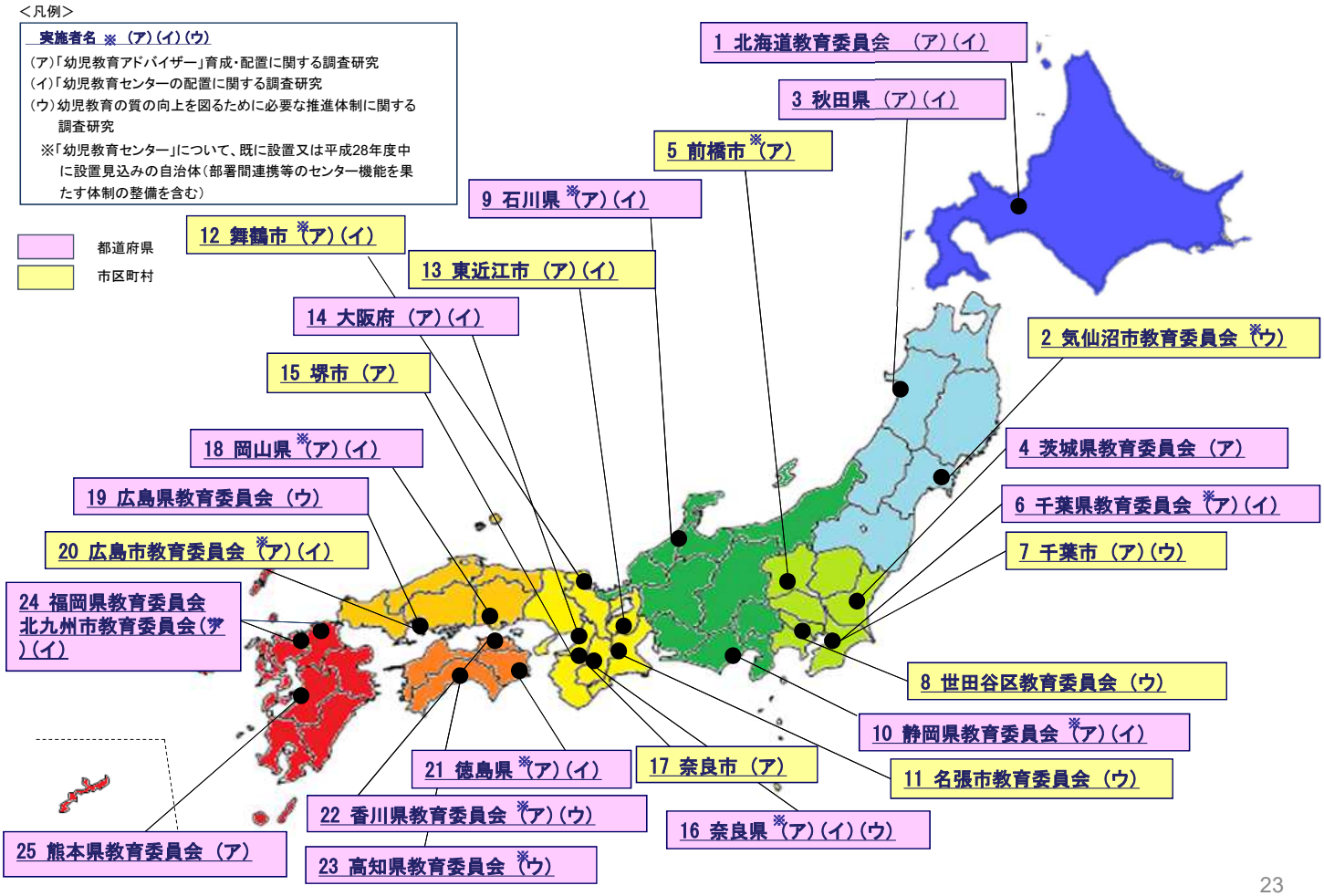

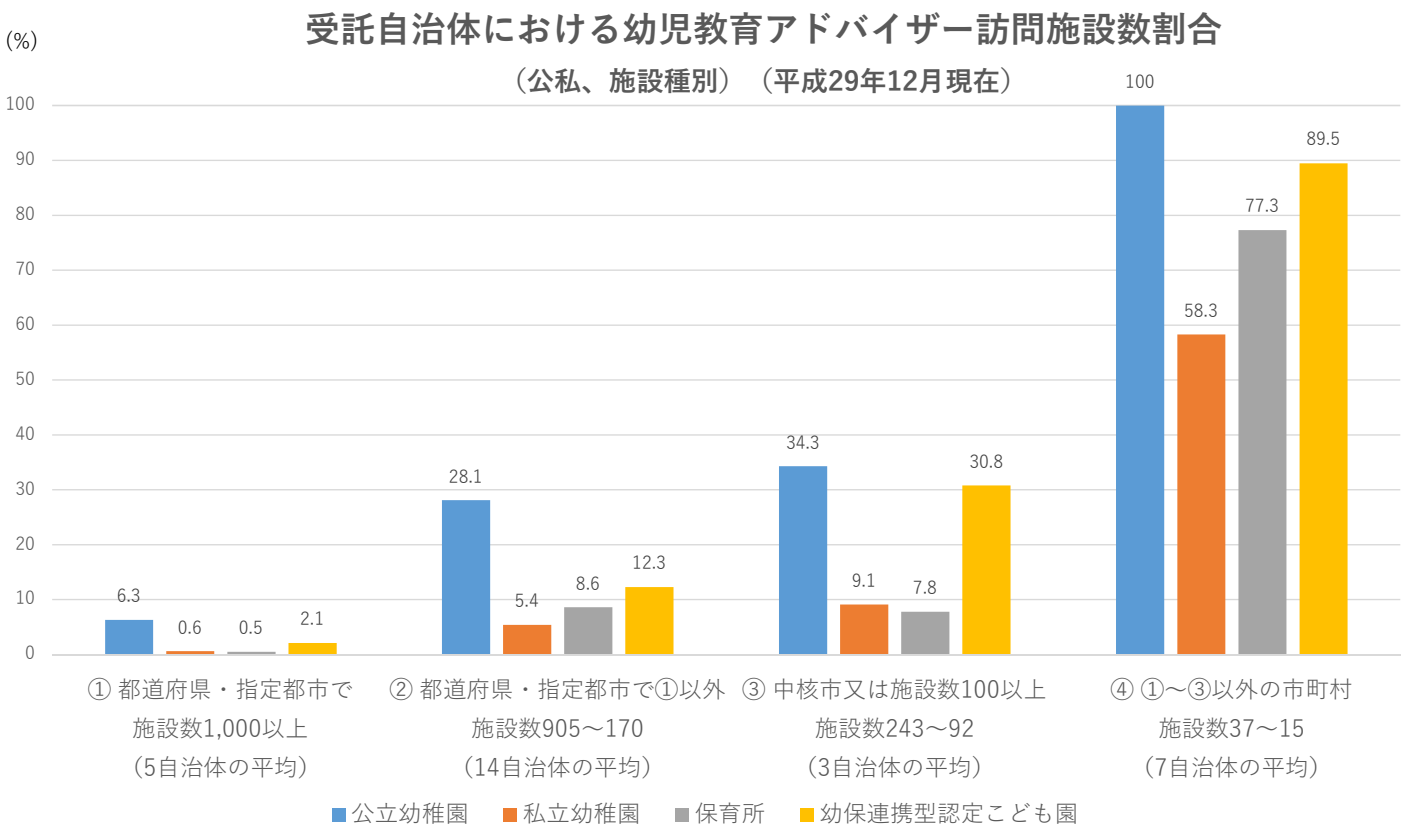
受託自治体における幼児教育アドバイザー訪問施設数割合
（公私、施設種別）（平成29年12月現在）
(%)
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
6.3
0.6
0.5
2.1
28.1
5.4
8.6
12.3
34.3
9.1
7.8
30.8
100
58.3
77.3
89.5
① 都道府県・指定都市で
施設数1,000以上
（5自治体の平均）
② 都道府県・指定都市で①以外
施設数905～170
（14自治体の平均）
③ 中核市又は施設数100以上
施設数243～92
（3自治体の平均）
④ ①～③以外の市町村
施設数37～15
（7自治体の平均）
公立幼稚園
私立幼稚園
保育所
幼保連携型認定こども園

大
幼児教育施設数
小

（４）幼児教育理解の普及

家庭及び地域における幼児期の教育の支援（子育ての支援）及び預かり保育

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）抜粋

第24条　幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条　幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○ 幼稚園教育要領（平成29年告示）抜粋

第３章
教育課程外の教育活動など

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第３章　教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

1　地域の実態や保護者の要請により，教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については，幼児の心身の負担に配慮するものとする。また，次の点にも留意するものとする。

(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し，教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際，地域の人々と連携するなど，地域の様々な資源を活用しつつ，多様な体験ができるようにすること。

2　幼稚園の運営に当たっては，子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して，園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ，幼児期の教育に関する相談に応じたり，情報を提供したり，幼児と保護者との登園を受け入れたり，保護者同士の交流の機会を提供したりするなど，幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め，地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際，心理や保健の専門家，地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

幼稚園における子育て支援活動の実施状況（H27）

子育て支援活動（預かり保育を除く）を実施する幼稚園は年々増加傾向にあり、平成27年度は全体の94.7%が実施（公立：95.9%、私立：94.0%）。

（1）子育て支援活動（預かり保育を除く）の実施状況

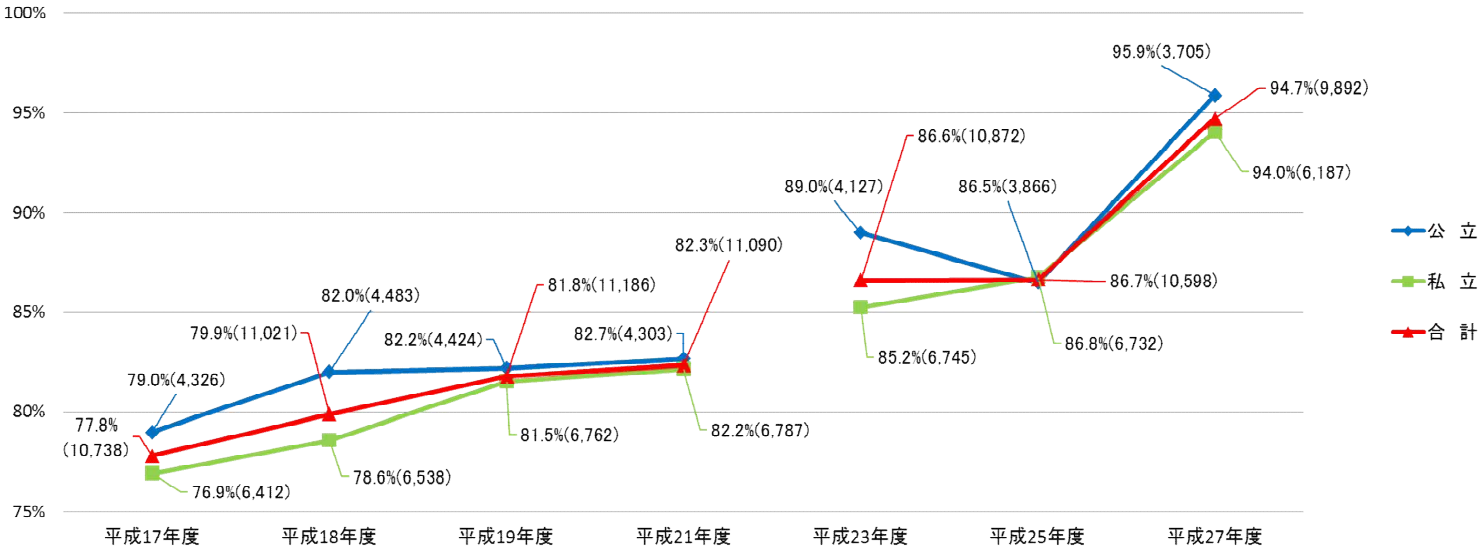

平成21年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数
平成23・25・27年度の母数：調査回答園数
（平成23年度　公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園）
（平成25年度　公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園）
（平成27年度　公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園）
（　）内は園数

（2）内容別の実施率・平均実施日数（複数回答）

すべての幼児及びその保護者を対象とした事業

実　施　率

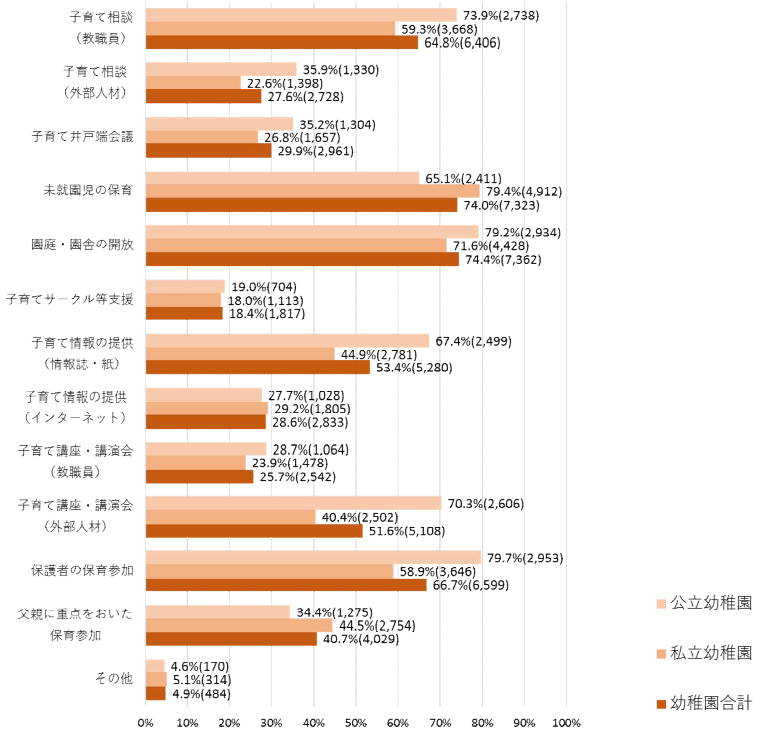

年間平均実施日数（1園当たり）

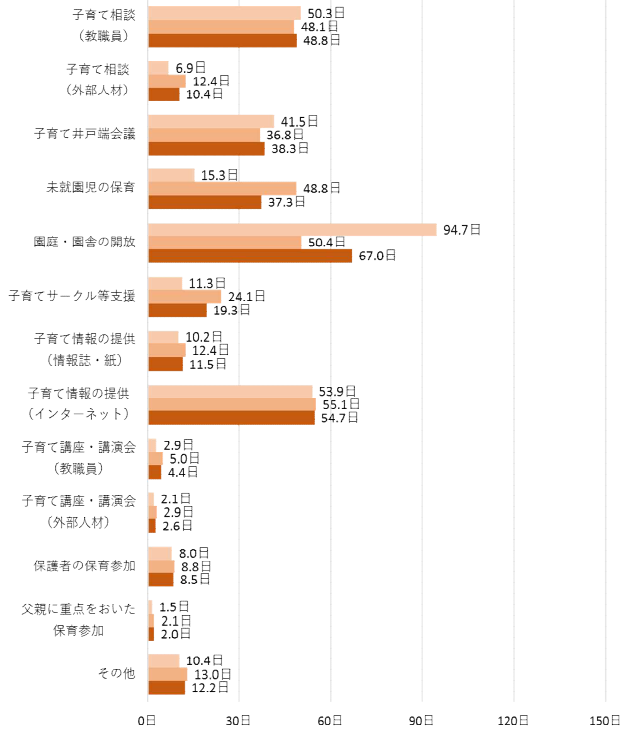

母数：子育て支援実施園数
（公立：3,705園、私立：6,187園、合計：9,892園）
（　）内は園数

園生活を通した保護者自身の成長

子どもの幼稚園や保育園などでの生活を通して、約7～8割の保護者は、園生活を通して保護者自身の成長も感じている。

【保護者自身の成長と園の評価】

Q　園生活を通して、以下のことをどれくらい感じますか。

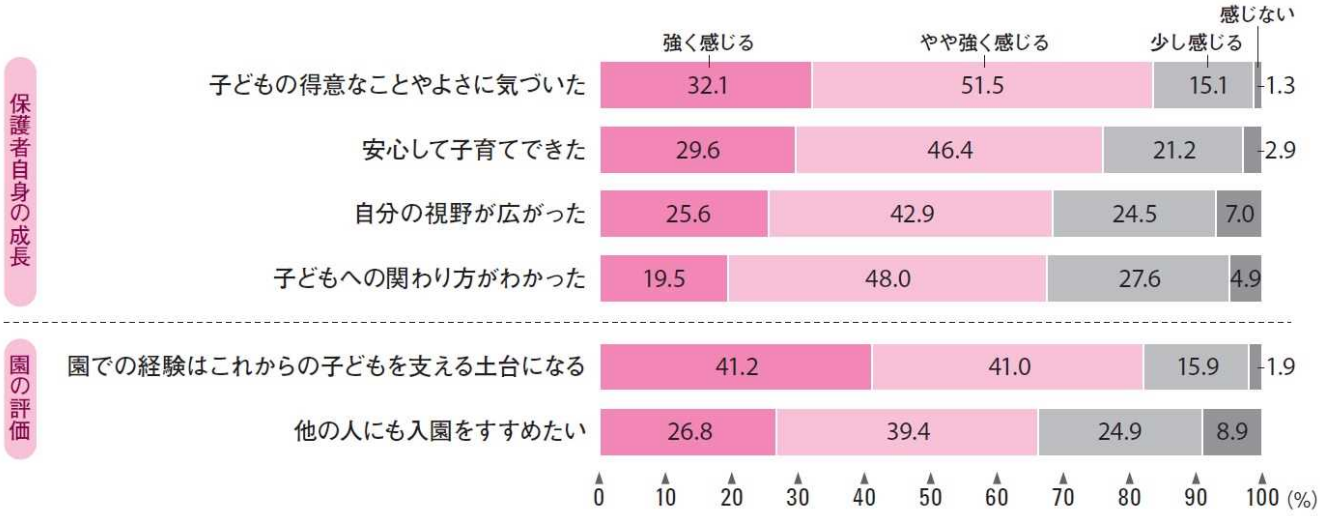

（出典）ベネッセ教育総合研究所「園での経験と幼児の成長に関する調査」2016年
【調査概要】
調査対象：幼稚園・保育園・認定こども園などに通う年長児をもつ保護者2,266人（母親2,060 人、父親206 人）　※年齢は25 ～ 49 歳
調査時期：2016 年2 月19 日～ 2 月22日
調査地域：全国
調査方法：インターネット調査
調査項目：園での子どもの経験、園の環境、園と関わる機会、園から提供される情報の参考度、園生活を通した成長実感、子どもの「学びに向かう力」「文字・数・思考」、園の満足度など

【幼児教育の最近の動向】

幼児教育施設の現状①　－幼稚園数、園児数等

（平成29年5月1日現在）

区分			合計		国立		公立		私立	
幼　稚　園　数			10,878 園	100%	49 園	0.5%	3,952 園	36.3%	6,877 園	63.2%
園児数	合　　計		1,271,918 人	100%	5,288 人	0.4%	204,795 人	16.1%	1,061,835 人	83.5%
		3　歳　児	370,274 人	100%	1,265 人	0.3%	35,668 人	9.6%	333,341 人	90.0%
		うち前年度間入園者	52,143 人	100%	0 人	0.0%	266 人	0.5%	51,877 人	99.5%
		4　歳　児	435,782 人	100%	2,012 人	0.5%	74,540 人	17.1%	359,230 人	82.4%
		5　歳　児	465,862 人	100%	2,011 人	0.4%	94,587 人	20.3%	369,264 人	79.3%
教　員　数（本務者）			97,840 人	100%	337 人	0.3%	19,836 人	20.3%	77,667 人	79.4%

（出典：平成29年度学校基本調査）

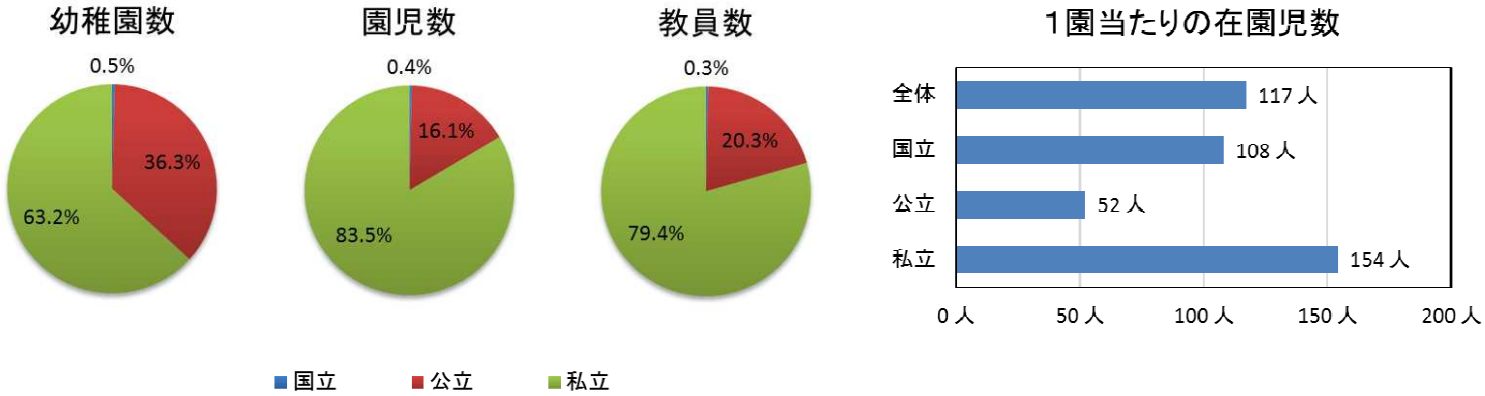

（注）・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。
・幼稚園数、在園児数及び教員数（本務者）は幼稚園型認定こども園も含む。

幼児教育施設の現状②－幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の在園者数（H29）

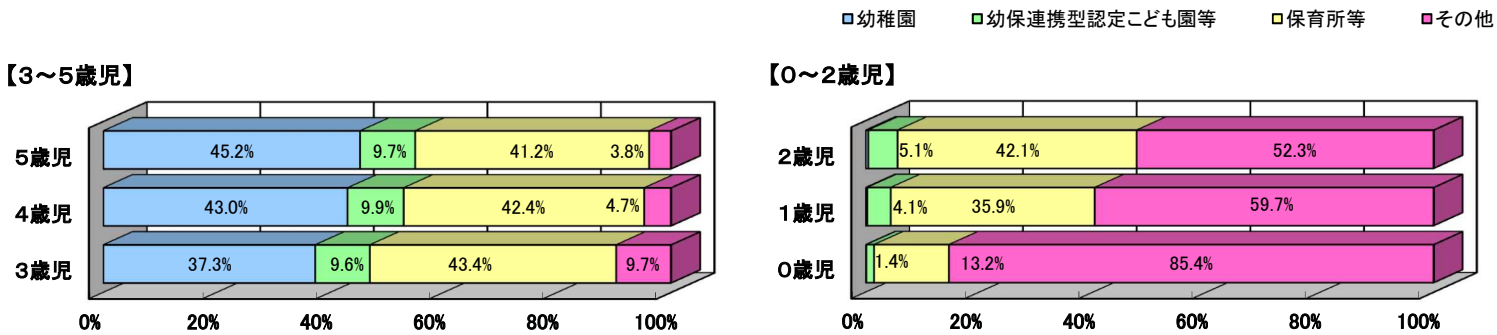

	幼稚園		幼保連携型認定こども園等		保育所等		その他	学齢人口
	在園者数	在園率	在園者数	在園率	在所者数	在所率		
5歳児	466千人	45.2%	100千人	9.7%	425千人	41.2%	3.8%	1,031千人
4歳児	436千人	43.0%	100千人	9.9%	430千人	42.4%	4.7%	1,014千人
3歳児	371千人	37.3%	96千人	9.6%	431千人	43.4%	9.7%	993千人
3～5歳児合計	1,273千人	41.9%	296千人	9.7%	1,285千人	42.3%	6.0%	3,038千人
2歳児	4千人	0.5%	50千人	5.1%	407千人	42.1%	52.3%	968千人
1歳児	3千人	0.3%	41千人	4.1%	351千人	35.9%	59.7%	980千人
0歳児	1千人	0.1%	13千人	1.4%	129千人	13.2%	85.4%	982千人
0～2歳児合計	8千人	0.3%	104千人	3.5%	888千人	30.3%	65.9%	2,929千人
合計	1,281千人	21.5%	400千人	6.7%	2,173千人	36.4%	35.4%	5,967千人

（注）・幼稚園の数値は「学校基本調査」（平成29年5月1日現在）より。なお、特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。
・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、地方裁量型認定こども園も含む。
・保育所の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。
4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。
・その他は、いずれの施設にも在園していない幼児の割合であり、認可外保育所等に在園している幼児かそもそも未就園であると考えられる。
・学齢人口は、「人口推計」（平成29年10月1日現在）から推計。

幼児教育施設の現状③　－幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所　在園者数年次比較

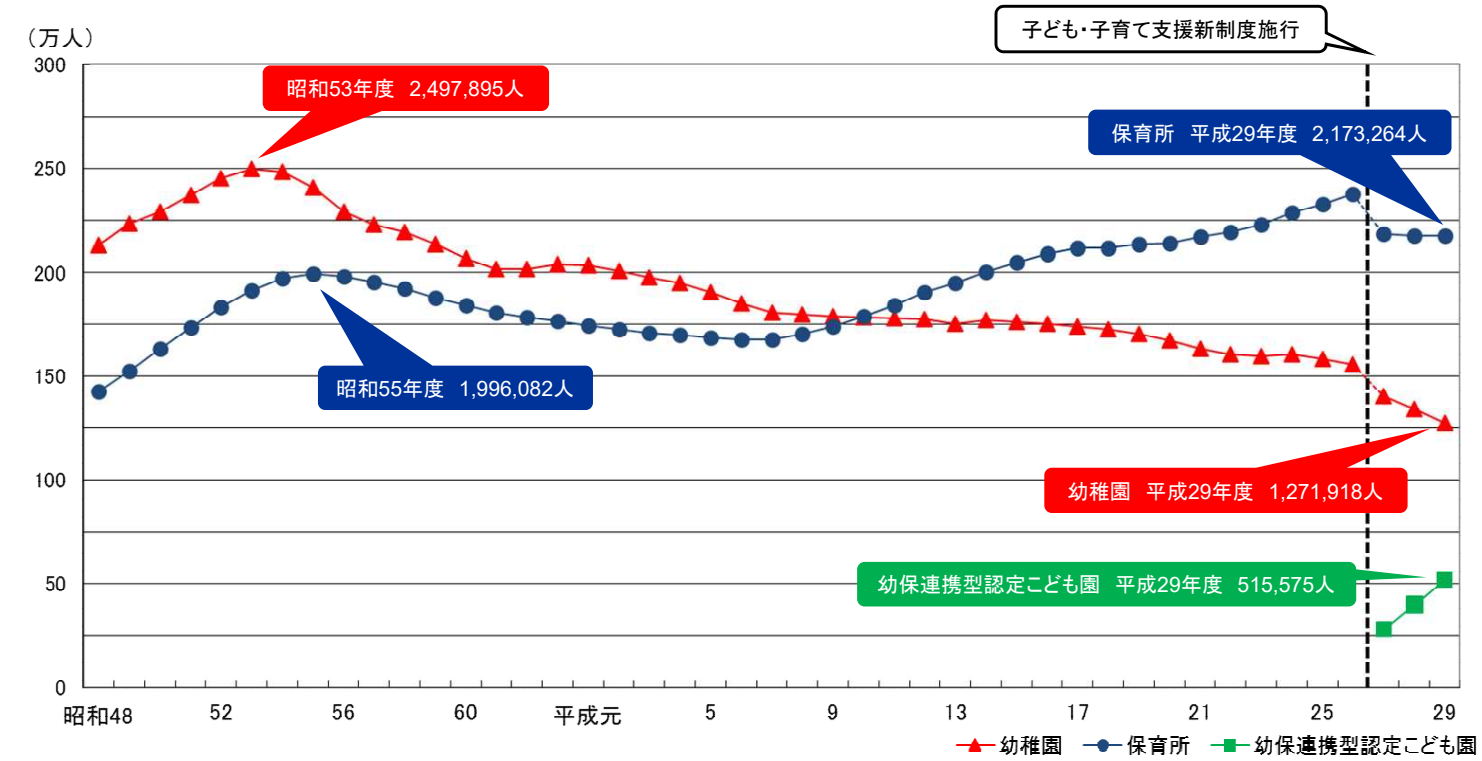

（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（平成27年度以降）を含む。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）より。
・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」（各年4月1日現在）より（平成27年度以降）。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。
・保育所の数値は「待機児童数調査」（各年4月1日現在）より（平成27年度以降）。（平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

幼児教育施設の現状④　－幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所　施設数年次比較

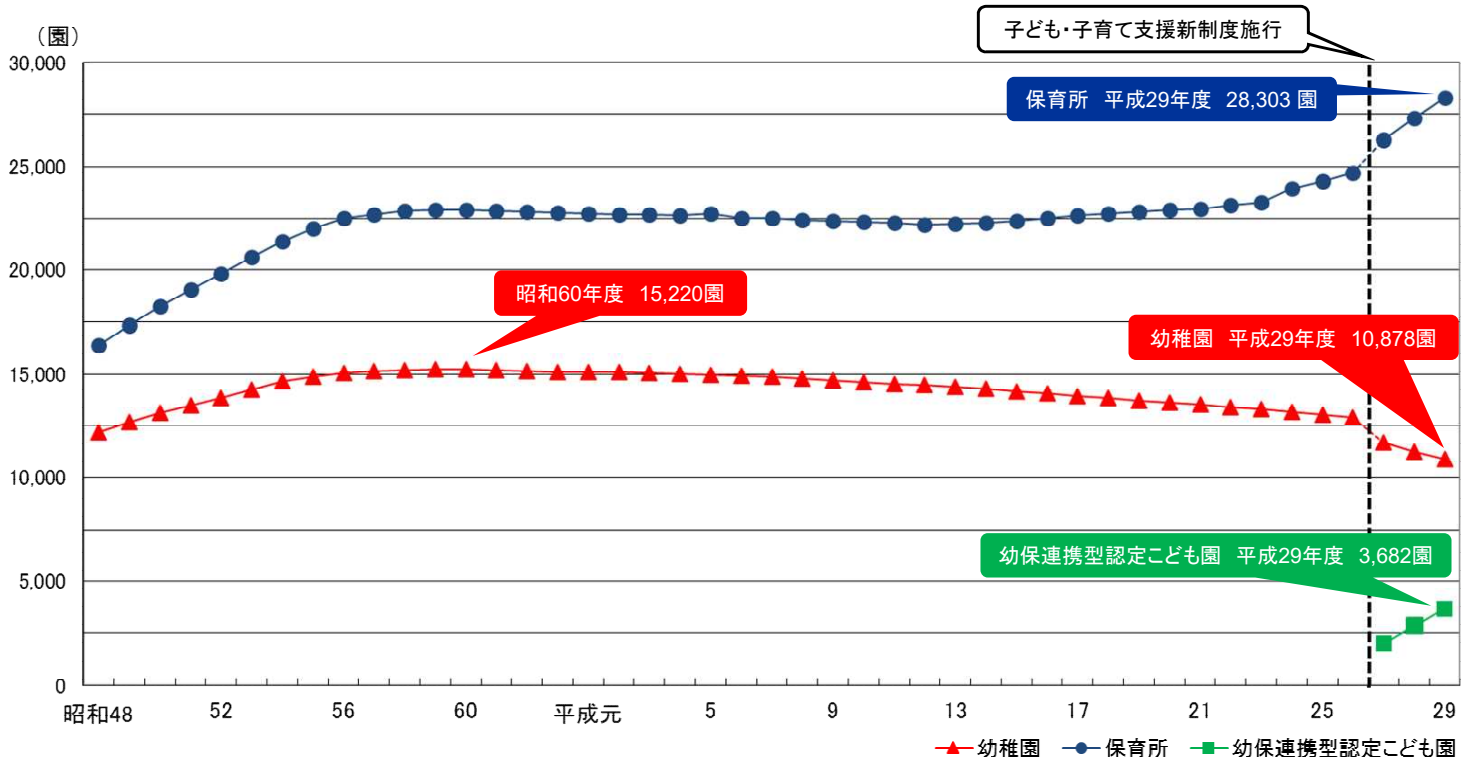

（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（平成27年度以降）を含む。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）より。
・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」（各年4月1日現在）より（平成27年度以降）。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。
・保育所の数値は「待機児童数調査」（各年4月1日現在）より（平成27年度以降）。（平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

子ども・子育て支援新制度（H27.4.1施行）①　ー制度のポイント

◆制度創設の背景･趣旨

○ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。

○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども･子育てへの支援を強化する必要。

→ 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育･保育、地域の子ども･子育て支援を総合的に推進。

◆主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）の創設

・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）

③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）

・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定

④ 市町村が実施主体

・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施

・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

子ども・子育て支援新制度②　ー全体像

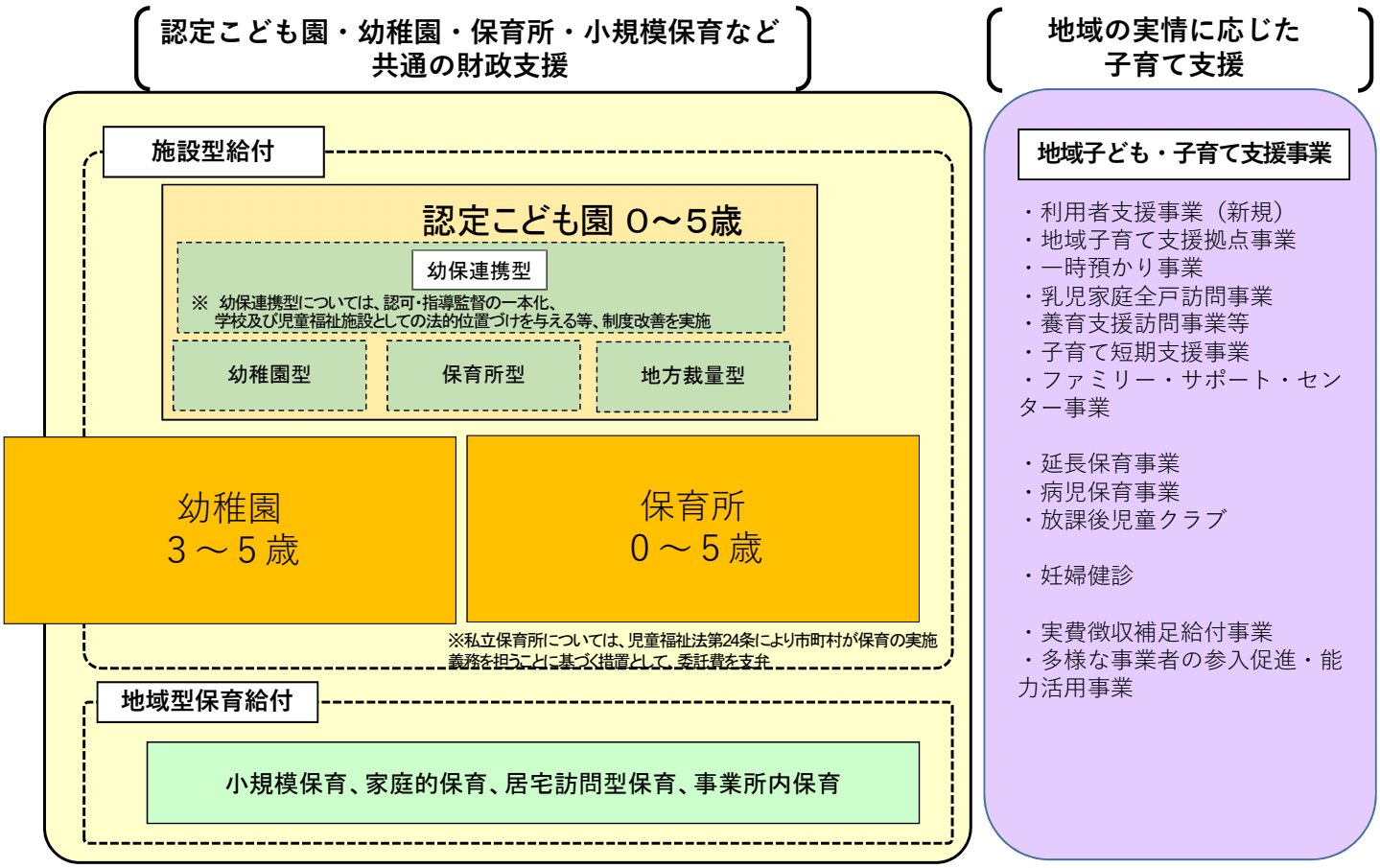

子ども・子育て支援新制度③　ー私立幼稚園の移行状況

（参考１）平成30年度における移行状況の内訳及び推移（見込み）

〈平成30年度における移行状況の内訳〉

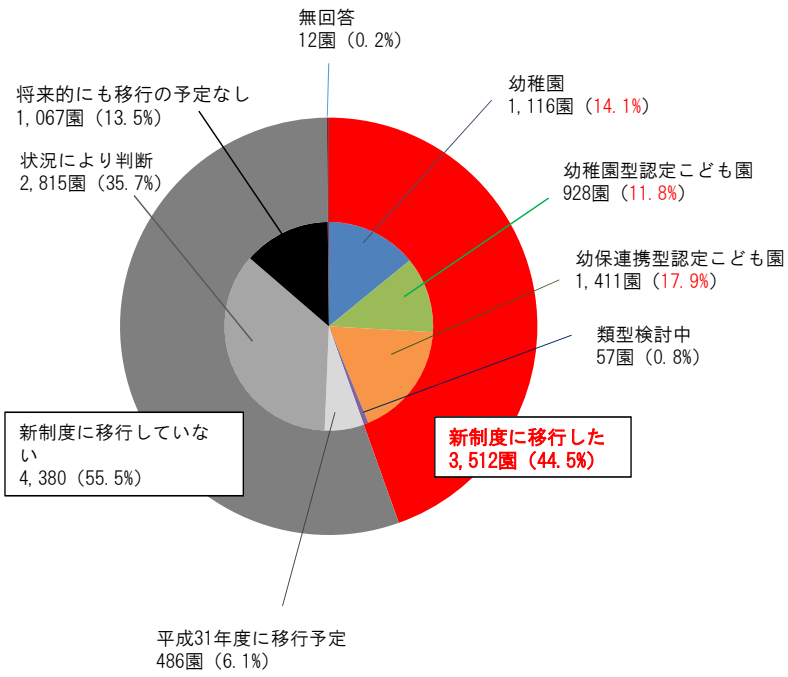

〈移行状況の推移〉

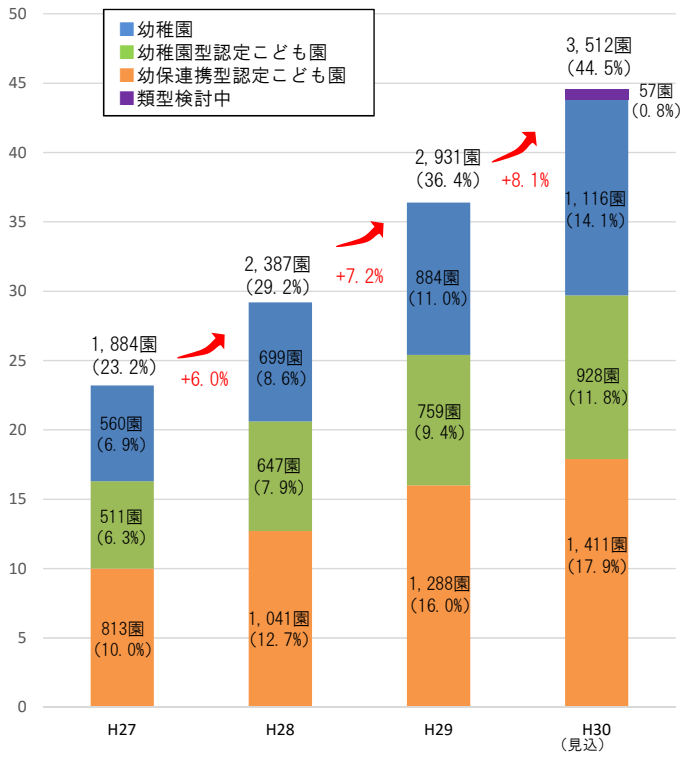

（参考２）都道府県別移行状況

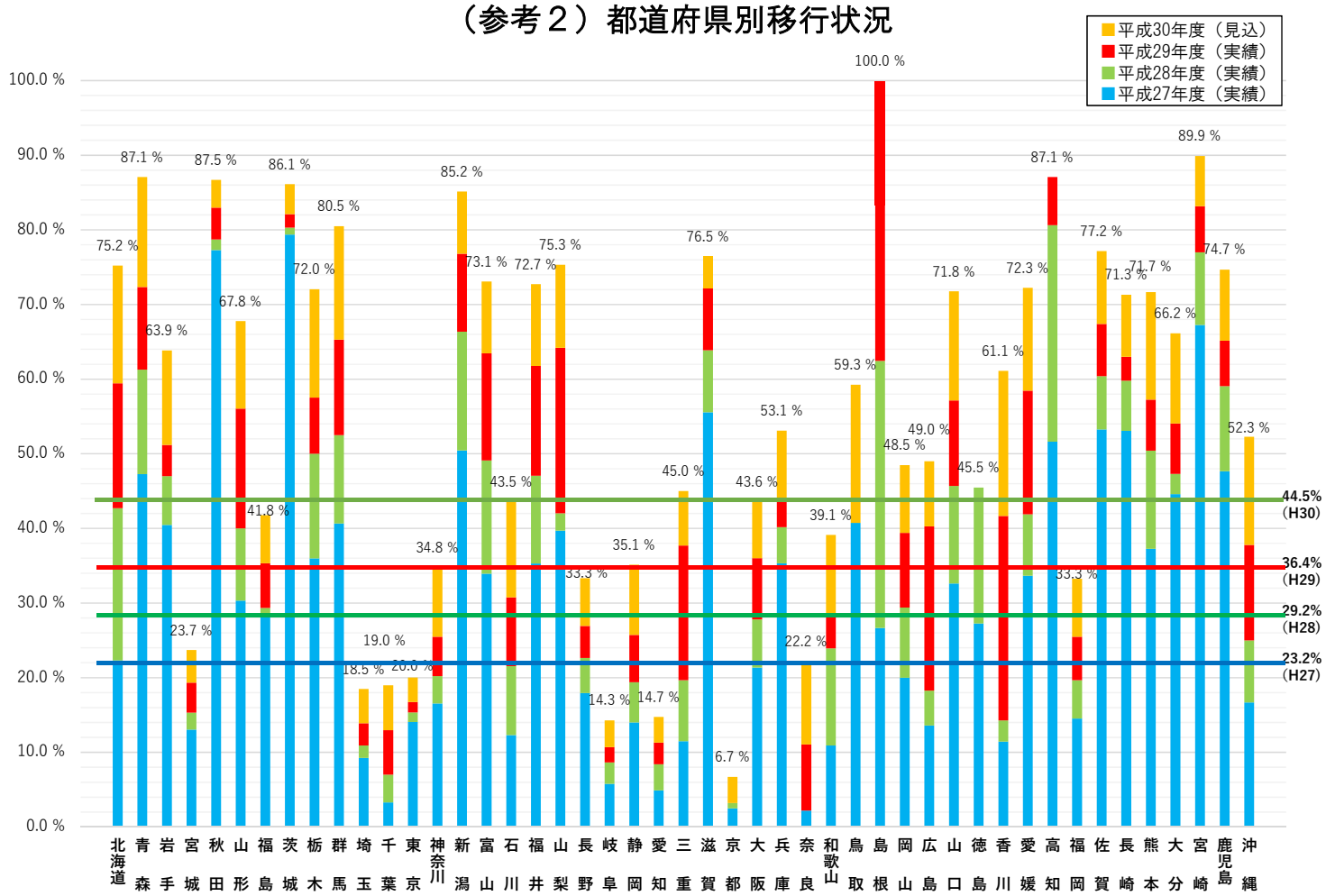

子ども・子育て支援新制度④　ー幼稚園教諭の処遇改善

幼稚園教諭の給与改善の推移（新制度）

これまでの対応により、幼稚園教諭の給与は、平成26年度水準と比較して**10%以上の改善**が図られるとともに、技能・経験を積んだ職員については、更に**追加的な改善（月額４万円・５千円）**を実施。

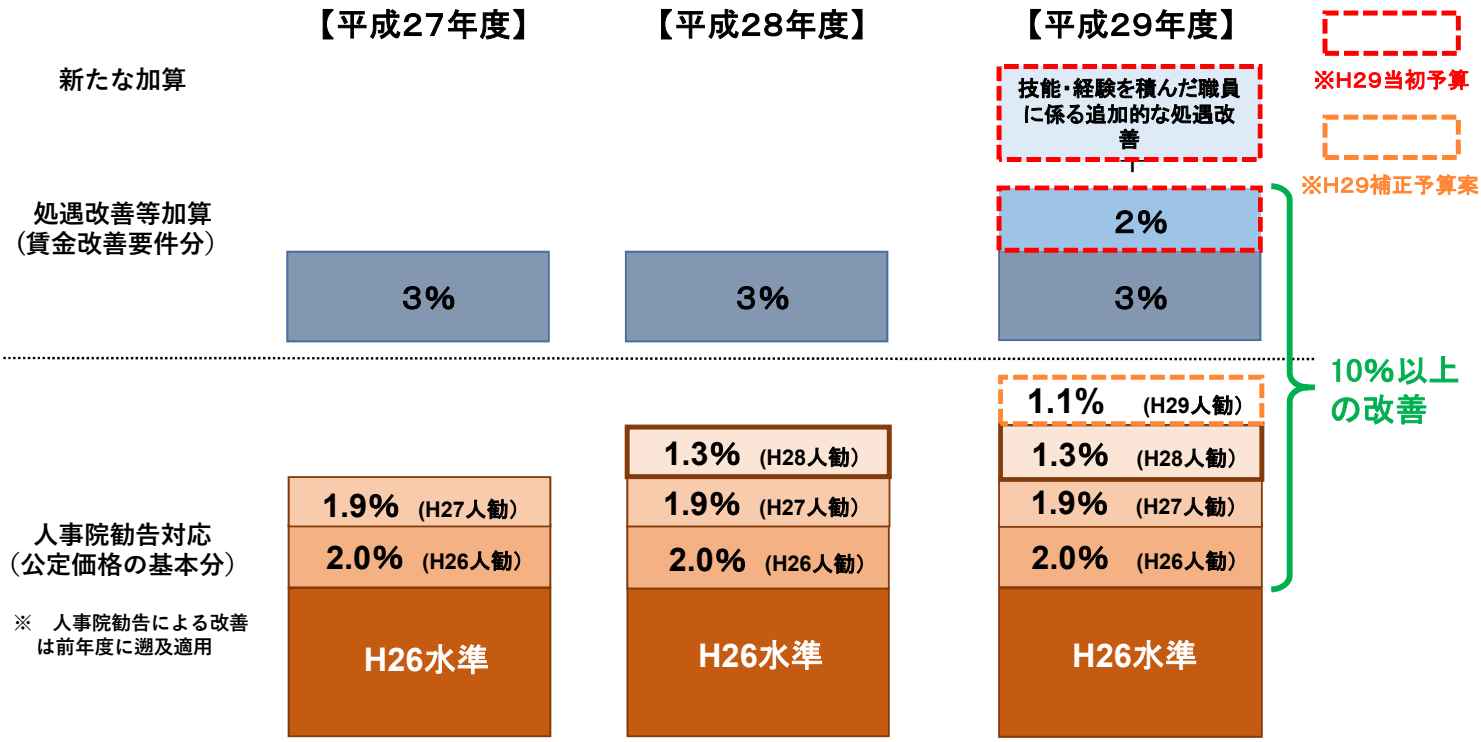

幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（新制度・１号関係）

研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】
①教育・保育理論　②保育実践
③特別支援教育　④食育・アレルギー
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者の支援・子育ての支援
⑦小学校との接続　⑧マネジメント
⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力：全国で有効
※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

＜標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

園長 ＜平均勤続年数27年＞

副園長・教頭＜平均勤続年数24年＞

主幹教諭＜平均勤続年数19年＞

新 中核リーダー※ライン職

新 専門リーダー　※スタッフ職

月額4万円の処遇改善　※標準規模の園で3人
（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1／3）

【要件】
ア　経験年数概ね7年以上
イ　若手リーダーを経験
ウ　マネジメント＋3つ以上の分野の研修を修了
エ　中核リーダーとしての発令

【要件】
ア　経験年数概ね7年以上
イ　若手リーダーを経験
ウ　4つ以上の分野の研修を修了
エ　専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善　※標準規模の園で2人
（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1／5）

【要件】
ア　経験年数概ね3年以上
イ　担当する職務分野（左記③～⑦など）の研修を修了
ウ　若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等＜平均勤続年数7年＞

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可
※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可
※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1／3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を実施

幼児教育無償化に関するこれまでの動き

【自由民主党・公明党連立政権合意（平成24年12月25日）】

五、教育再生
・幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日）】

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
1.（2）格差を固定化させないための人材投資・教育
人材投資の抜本強化
・ ・・・幼児教育・保育の無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、・・・（後略）
教育の質の向上
・ ・・・幼児教育の振興・・・を推進する。
・ 教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進める（後略）。

【幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（平成29年７月31日）】※平成25年度以降、毎年開催

○ 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、・・・「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年６月９日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」等とされている重要課題である。
○ ・・・平成30年度においても、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に幼児教育無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

【新しい経済政策パッケージ（平成29年12月８日閣議決定）】

第2章 人づくり革命
1. 幼児教育の無償化
（具体的内容）
子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。
幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。（後略）
（実施時期）
こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019 年４月から一部をスタートし、2020 年４月から全面的に実施する。

幼稚園教育要領の改訂（平成29年3月告示）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ ５領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。

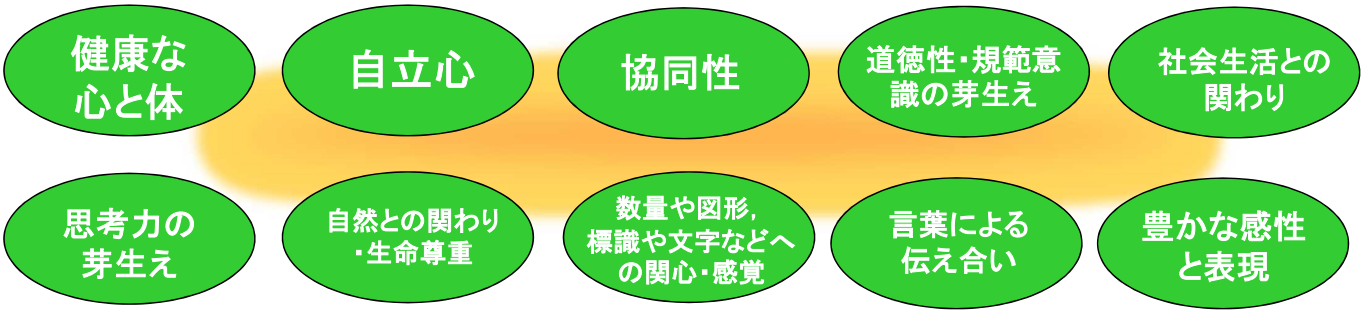

○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ ５歳児に突然見られるようになるものではないため、５歳児だけでなく、３歳児、４歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

小学校以上

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

幼児教育

〈環境を通して行う教育〉

知識・技能の基礎
（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか）

・基本的な生活習慣や生活に必要な技能の獲得　・身体感覚の育成
・規則性、法則性、関連性等の発見
・様々な気付き、発見の喜び
・日常生活に必要な言葉の理解
・多様な動きや芸術表現のための基礎的な技能の獲得
等

思考力・判断力・表現力等の基礎
（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）

・試行錯誤、工夫
・予想、予測、比較、分類、確認
・他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ
・言葉による表現、伝え合い
・振り返り、次への見通し
・自分なりの表現
・表現する喜び 等

遊びを通しての総合的な指導

・思いやり　・安定した情緒　・自信
・相手の気持ちの受容　・好奇心、探究心
・葛藤、自分への向き合い、折り合い
・話合い、目的の共有、協力
・色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚
・自然現象や社会現象への関心
等

学びに向かう力・人間性等
（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか）

・三つの円の中で例示される資質・能力は、五つの領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出し、便宜的に分けたものである。